

# 防府市地域福祉推進協議会設置要綱

平成23年4月1日制定

## (目的)

第1条 防府市における地域福祉施策の総合的かつ計画的な推進について、広く市民の意見を反映させるため、防府市地域福祉推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域福祉施策に関する基本的な計画（以下「計画」という。）の策定及び見直しに関すること。
- (2) 計画に基づく地域福祉施策の総合的な推進に関すること。
- (3) その他地域福祉施策の推進に関すること。

## (組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者、保健・医療・福祉団体等関係者、市民及び行政関係者のうちから市長が委任する。

## (会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを選出する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

## (運営)

第5条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会の議長は、会長をもって充てる。  
3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席又は資料等の提出を求めることができる。

## (任期)

第6条 委員の任期は、3年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(連絡会議)

第7条 協議会における専門的事項等について調査研究するため、防府市地域福祉連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。

2 連絡会議の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康福祉部社会福祉課及び防府市社会福祉協議会において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

#### 附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。